

ID: 256

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として一産児につき488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、488,000円に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第7条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。 【基準】 根拠条文及び芦屋市国民健康保険条例施行規則第13条の規定による。 第13条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める額は、12,000円とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日